令和6年度第1回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

# 審議資料

「こどもの権利擁護に係る環境整備について」

〇 日 時 : 令和6年4月4日(木)13:30~15:30(予定)

〇 場 所 : 福岡県庁 特1会議室

# こどもの権利擁護に係る環境整備について

## 1. 整備の理由

令和4年6月の児童福祉法の改正において下記の3つが規定されたことに伴い、こどもの権利擁護に係る整備を行う。

# ①児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等(意見聴取等措置)

- ・ 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等に こどもの意見聴取等を実施
- ・ こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならない。

【条項:第33条の3の3】

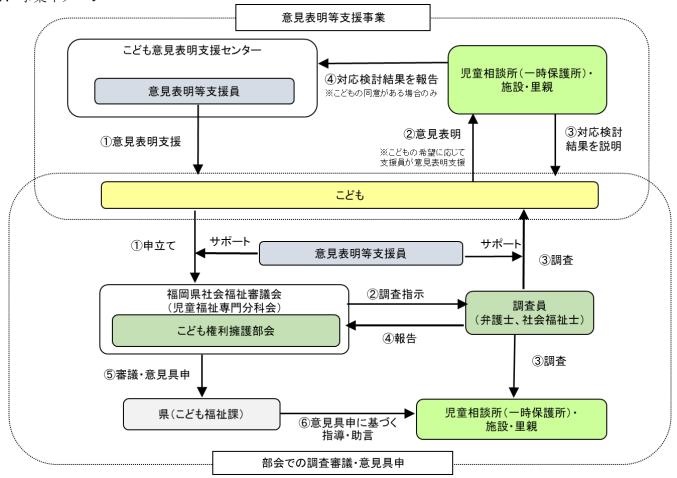
# ②意見表明等支援事業

- ・ 第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となっているこども等が対象
- ・ こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等によりこどもの意見 又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整等を 行う。【条項:第6条の3第17項】

# ③こどもの権利擁護にかかる環境整備

・ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことを、都道府県の業務とする。【条項:第11条第1項第2号リ】

## 2. 事業イメージ



## 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども権利擁護部会設置要綱

#### (部会の設置)

第1条 福岡県社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号)第9条に基づきこども権利擁護 部会(以下「部会」という。)を設置する。

## (審議事項)

- 第2条 部会は、以下の事項について審議する。
  - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親への委託、法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関すること。
  - (2) 法第46条第1項の規定に基づく検査の実施及び当該検査の結果等に関すること。

#### (部会の開催)

第3条 部会は児童福祉専門分科会長(以下「会長」という。)の指示により開催する。

#### (部会の構成)

第4条 部会に属すべき委員は会長が指名するものとし、その数は6人以内とする。

# (部会長、副部会長及び権限)

- 第5条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会に属する委員のうちから互選する。
- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

### (議事及び議決)

- 第6条 部会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。
- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

## (部会の決議)

- 第7条 部会の決議は、会長の同意を得て、専門分科会の決議とすることができる。
- 2 会長は、部会の決議をもって専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる専門分科会においてその旨を報告するものとする。

## (会議の公開)

- 第8条 部会の会議は非公開とする。ただし、部会長は、審議事項が次のいずれにも該当しない場合は、 当該会議の全部又は一部を公開とすることができる。
  - (1) 当該会議を公開することにより、特定の個人情報が明らかになる場合
  - (2) 当該会議を公開することにより、特定の法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められる場合

- (3) 当該会議を公開することにより、当該会議又は同種の会議における審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 県又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について 審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その 公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信 頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
- (6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にする ことができない情報に関し審議等を行う場合
- (7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 非公開の会議に係る議事の要旨及び会議資料等を公表する場合は、部会の決定を経なければならない。
- 3 前項の決定を行う場合においては、特定の個人又は法人等に関する情報がみだりに公にされたり、 社会的信用等を不当に損ねることがないよう、十分に配慮されなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は部会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月 日から施行する。

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会設置要綱新旧対照表 改正後 現行 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども権利擁護部会設置要綱 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会設置要綱 (部会の設置) (部会の設置) 第1条 福岡県社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号)第9条に基づきこ 第1条 社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号。)第9条に基づき ども権利擁護部会(以下「部会」という。)を設置する。 施設入所児童権利擁護部会(以下「部会」という。)を設置する。 (審議事項) (審議事項) 第2条 部会は児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第 第2条 部会は、以下の事項について審議する。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の3第8項 7条に規定する児童福祉施設の運営及び入所児童等の処遇等について法第46 条第1項の規定に基づく調査の実施及び当該調査の結果等に関し審議する に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親への 委託、法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護

(2) 法第46条第1項の規定に基づく検査の実施及び当該検査の結果等に関すること。

施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に

## 第3条~第7条第1項 略

対するこどもの意見又は意向に関すること。

#### 第7条

- 2 会長は、部会の決議<u>をもって</u>専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる 専門分科会においてその旨を報告するものとする。
- 第8条 部会の会議は非公開とする。ただし、部会長は、審議事項が次のいずれにも該当しない場合は、当該会議の全部又は一部を公開とすることができる。
  - (1) 当該会議を公開することにより、特定の個人情報が明らかになる場合
  - (2) 当該会議を公開することにより、特定の法人等の競争上の地位その他正当な利

# 第3条~第7条1項 略

# 第7条

- 2 会長は、部会の決議<u>もつて</u>専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる専門分科会においてその旨を報告するものとする。
- 第8条 部会の会議は非公開とする。ただし、部会長は、審議事項が次のいずれ にも該当しない場合は、当該会議の全部又は一部を公開とすることができる。
  - (1) 当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合
  - (2) 当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正

## 益を害すると認められる場合

- (3) 当該会議を公開することにより、当該会議又は同種の会議における審議、検討、 調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 県又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
- (6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
- (7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 非公開の会議に係る議事の要旨及び会議資料等を公表する場合は、 部会の決定を経なければならない。
- 3 前項の決定を行う場合においては、<u>特定の</u>個人<u>又は法人等</u>に関する情報がみだりに公にされたり、社会的信用等を不当に損ねることがないよう、十分に配慮されなければならない。

(その他)

第9条 この要<u>網</u>に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は部会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

当な利益を害すると認められる場合

- (3) 当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研 究等に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 県<u>の機関</u>又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
- (6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定める ところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
- (7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支 障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 非公開の会議に係る議事の要旨及び会議資料等を公表する場合は部会の決定を経なければならない。
- 3 前項の決定を行う場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされたり、<u>当該施設の</u>社会的信用等を不当に損ねることがないよう、十分に配慮されなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は部会が定める。

附則

この要領は、平成18年6月23日から施行する。